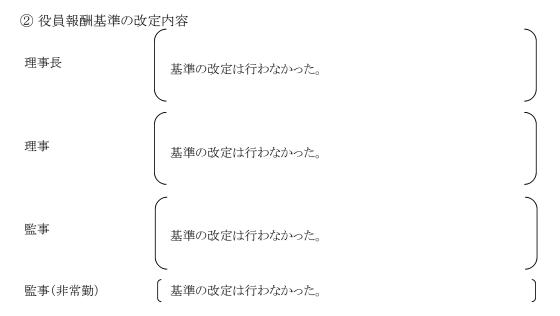
独立行政法人国際農林水産業研究センターの役職員の報酬・給与等について

- I 役員報酬等について
 - 1 役員報酬についての基本方針に関する事項
 - ① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成22年度の総合評価がAであったこと等を踏まえ、役員報酬の増減は行わなかった。



2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間	報酬等の総額	領		就任•退	任の状況	前職
仅石		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	日リ月取
TH - F	千円	千円	千円	千円			
理事長	13,807	10,056	2,545	1,206(地域手当)	4月1日		*
理事	千円 13,126	_{千円} 8,688	千円 3,289	^{千円} 1,042(地域手当) 107(通勤手当)			*
監事	10,761	7,068	5,255 千円 2,675	千円 848 (地域手当) 170 (通勤手当)		3月31日	*
監事 (非常勤)	千円 78	千円 78	千円 0	千円 0			

注1:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2:「前職」欄の記号は、役員の前職の種類別に、「*」は退職公務員、「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人等の退職者、「*※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であり、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期	間	退職年月日	業績勘案率	摘	要	前職
理事長	千円	年	月			該当者なし		
理事	千円	年	月			該当者なし		
監事	千円	年	月			該当者なし		

- 注1:業績勘案率は、農林水産省独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定している。
- 注2:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。
- 注3:「前職」欄の記号は、退職者の役員時の前職の種類別に、「*」は退職公務員、「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人等の退職者、「*※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であり、該当がない場合は空欄。

Ⅱ 職員給与について

- 1 職員給与についての基本方針に関する事項 ① 人件費管理の基本方針

中期計画における職員の人事に関する計画に基づき、人員の適正な配置及び合理化 を行い、中期計画の人件費の見積りの範囲内で人件費の管理を行っている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条第3項に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の適 用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、業務の実績及び中期計画 の人件費の見積りその他の事情を考慮し決定を行っている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方 職員の勤務成績等に応じて、昇給や勤勉手当の成績率の決定を行っている。

「能率 勤務成績が反映される絵片の内容]

し に 平 、	これで3/11子で217台」
給与種目	制度の内容
俸給:昇給	勤務成績が適切に反映されるよう職員を初任層と中間層及び管理職層に区分し、さらにそれぞれの職員層ごとに、5段階(A~E)の昇給区分に応じた昇給号俸数を設定し、毎年1月1日に前年1年間の勤務成績を判定し昇給させる。さらに、研究職員俸給表の適用職員にあっては、顕著な研究業績を挙げたと認められる場合等には、特別な昇給を実施することができる。
賞与:勤勉手当 (査定分)	職員の勤務成績に応じ、135/100(特定管理職員にあっては、175/100)を超えない範囲内において成績率を決定し、俸給等の月額にこれを乗ずること等により勤勉手当を支給する。

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

- (1)平成23年4月1日において43歳に満たない職員の1号俸上位への号俸調整。
- (2) 東日本大震災に対処するための勤務に対して特殊勤務手当を支給するよう規定し
- (人事院規則9-129(東日本大震災に対処するための人事院規則9-30(特殊勤務手 当)の特例の制定に準じた規程改正を行った。)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

		人員		平成	23年度の年	間給与額(平均)
	区分		平均年齢	総額	うち所定内		うち賞与
						うち通勤手当	
	常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	市到順貝	150	47.4	8,521	6,485	78	2,036
	+36 ++4c	人	歳	千円	千円	千円	千円
	事務·技術	29	46.1	7,052	5,270	59	1,782
	TIT also with 4.4	人	歳	千円	千円	千円	千円
	研究職種	112	48.0	9,139	6,977	84	2,162
	医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	(病院医師)	該当者なし					
	医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	(病院看護師)	該当者なし					
	教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	(高等専門学校教員)	該当者なし					
		人	歳	千円	千円	千円	千円
	技術専門職員	9	43.8	5,558	4,272	72	1,286

注1:「技術専門職員」とは、試験ほ場管理、実験動物管理、その他庁務及びこれらに準ずる専門的業務に 従事する職員を示す。

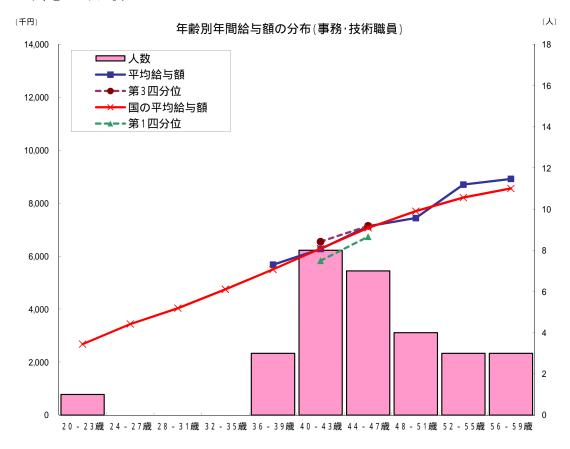
注2:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

在外職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
	人	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	3	34.8	5,990	4,805	38	1,185
事務•技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人 3	歳 34.8	千円 5,990	千円 4,805	千円 38	千円 1,185
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員	人 i) 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
•						
再任用職員	該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務•技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	٨	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	Λ.	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	Λ.	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員	人	歳	千円	千円	千円	千円

II. No the wife 🖂	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	14	41.4	5,151	5,151	98	0
# 76 ++ 4F	人	歳	千円	千円	千円	千円
事務•技術	該当者なし					
7T //r 15h 125	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	該当者なし					
医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(病院医師)	該当者なし					
医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(病院看護師)	該当者なし					
教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(高等専門学校教員)	該当者なし					
表 名 弗 炊 豆 口 啦 只	人	歳	千円	千円	千円	千円
委託費等雇用職員	14	41.4	5,151	5,151	98	0

注:「委託費等雇用職員」とは、委託費等から給与を支給している非常勤職員を示す。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員/研究職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:年齢24-27歳、28-31歳及び32-35歳の該当者は0人のため表示していない。

注3:年齢20-23歳の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均給与額については表示していない。

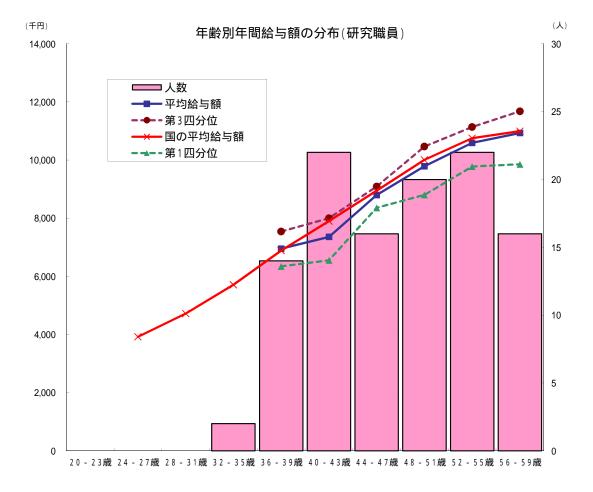
注4:年齢20-23歳、36-39歳、48-51歳、52-55歳及び56-59歳の該当者は4人以下のため、第 1・第3四分位については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
力和状化をかりクループ	八只	十均平剛	第1分位	+20	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
本部部長	1	_	-	-	-
本部課長	5	55.7	8,619	8,711	8,826
本部課長補佐	3	50.8	-	7,509	-
本部係長	17	43.4	5,936	6,467	7,033
本部係員	1	-	-	-	-
地方課長	1	-	_	_	_
地方係長	1	-	_		_

注1:本部部長、本部係員、地方課長及び地方係長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢以降の事項については記載していない。

注2:本部課長補佐の該当者は4名以下のため、第1・第3四分位については記載していない。



注1:年齢20-23歳、24-27歳及び28-31歳の該当者は0人のため表示していない。 注2:年齢32-35歳の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均給与額については表示していない。

注3:年齢32-35歳の該当者は4人以下のため、第1・第3四分位については表示していない。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
ガ和状況をかりクループ	八貝 半均平断		第1分位	+1/2)	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
本部研究部長	10	55.1	11,553	11,779	12,127
本部研究課長	23	51.9	9,047	9,888	10,893
本部主任研究員	54	47.3	7,748	8,922	9,858
本部研究員	12	39.0	5,212	5,801	6,225
地方研究課長	4	53.8	-	10,034	-
地方主任研究員	9	43.4	7,197	8,601	9,780

注1:地方研究課長の該当者は4名以下のため、第1・第3四分位については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務•技術職員/研究職員)

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的 な職位		係	員	係長•同	司相当職	課長補佐・ 同相当職 課長・同]相当職
人員 (割合)	29	人 1 (3.4%)	人 0 (%)	人 8 (27.6%)	人 12 (41.4%)	人 2 (6.9%)	人 5 (17.2%)
年齢(最高 ~最低)		歳	歳	歳 43~38	歳 49~41	歳	歳 57~54
所定内給 与年額(最 高~最低)		千円 一	ŦĦ	千円 4,559~ 4,020	千円 6,676~ 4,813	千円 一	^{千円} 6,750~ 6,345
年間給与 額(最高~ 最低)		千円 一	刊	^{千円} 6,155∼ 5,433	^{千円} 8,562~ 6,523	千円 一	^{千円} 8,960∼ 8,482

7級	8級	9級	10級
	部長・同	同相当職	
0 (%)	人 1 (3.4%)	0 (%)	人 0 (%)
歳	歳	歳	歳
千円	千円 一	刊	刊
千円	千円 一	刊	刊

注:1級、5級及び8級の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高〜最低)」以下の事項について記載していない。

(研究職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的 な職位		研究補助員	研究員		主任研究員 目当職	研究部長	•同相当職
人員 (割合)	112	0 (%)	12 (10.7%)	27 (24.1%)	36 (32.1%)	37 (33.0%)	0 (%)
年齢(最高 〜最低)		歳	歳 43~33	歳 47~36	歳 59~43	歳 59~48	歳
所定内給 与年額(最 高~最低)		ŦĦ	^{千円} 4,940~ 3,690	_{千円} 6,712~ 5,338	^{千円} 8,128~ 6,308	_{手円} 9,210~ 7,444	ŦĦ
年間給与 額(最高~ 最低)		ŦĦ	千円 6,553~ 4,847	_{手円} 8,638~ 6,961	^{千円} 10,402~ 8,305	^{千円} 12,381~ 9,780	刊

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員/研究職員)

(事務・技術職員)

(T 100 1	(尹伤*1又附戚貝)							
	区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計				
	一律支給分(期末相当)	%	%	%				
	中久和为 (朔水恒当)	=	=	_				
管理	査定支給分(勤勉相当)	%	%	%				
職員	(平均)	_	_	_				
		%	%	%				
	最高~最低	_	_	_				
	一律支給分(期末相当)	%	%	%				
	11 2 2 1 2 3 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	64.2	66.9	65.6				
一般	査定支給分(勤勉相当)	%	%	%				
職員	(平均)	35.8	33.1	34.4				
		%	%	%				
	最高~最低	$43.5 \sim 31.8$	$36.6 \sim 29.4$	$37.9 \sim 30.5$				

注:事務・技術職員における管理職員の該当者は1人のため当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、記載していない。

(研究職員)

	区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計			
	油土(人八 / 押 土 + 1)/)	%	%	%			
	一律支給分(期末相当)	54.7	58.9	56.9			
管理		%	%	%			
職員	査定支給分(勤勉相当) (平均)	45.3	41.1	43.1			
		%	%	%			
	最高~最低	51.9~33.5	48.9~32.6	47.0~33.1			
一般職員	ά++ «Λ.Λ. (+π++π.Ν.Λ.)	%	%	%			
	一律支給分(期末相当)	64.6	67.2	65.9			
		%	%	%			
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.4	32.8	34.1			
		%	%	%			
	最高~最低	43.5~32.0	$42.0 \sim 29.5$	39.3~30.7			

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員/研究職員)

(事務·技術職員) 対国家公務員(行政職(一))

101.4

対他法人(事務・技術職員)

95.9

(研究職員)

対国家公務員(研究職)

97.7

対他法人(研究職員)

97.7

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

○重終	技術職	
	1 X 1/11 4 BX 1	=

○事務·技術職員 項目	内宏					
切り	内容					
	対国家公務員 101.4					
指数の状況	地域勘案 102.3 参考 学歴勘案 103.6 地域・学歴勘案 103.2					
国に比べて給与水準が 高くなっている定量的な 理由	当法人は平成13年4月に農林水産省試験研究機関から特定独立行政法人に移行した独立行政法人(平成18年4月 非特定独立行政法人化)であり、職員給与規程は、国家公務員の職員給与を規定している「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して規定しており、給与水準は国家公務員と同水準である。 比較対象の全国に分布している国家公務員行政職(一)と比較して、全ての職員が地域手当(12%)又は特地勤務手当(12%)の支給対象者となっていることが、対国家公務員指数に影響していると推測される。また、平成23年度から新たな中期目標期間が開始すること等に伴い、事務実施体制の整備のため、職員の異動を行ったが、特地勤務手当には、住居の移転を伴う異動の場合、特地勤務手当に準ずる手当が加算(6年間)されること、更に、地域手当の異動保障(2年間)及び広域異動手当(3年間)の支給対象者がいることも国と同等の措置であるが、職員数に占める支給対象者の割合が高いことが対国家公務員指数に影響していると推測される。なお、昨年度の主務大臣の検証結果を踏まえ、俸給の特別調整額について5級V種(課長補佐)への支給を廃止するなどの措置を講じている。 ・主務大臣の検証結果					
給与水準の適切性の 検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 99.6% (国からの財政支出額 3,862百万円、支出予算の総額 3,879百万円: 平成23年度予算) 【検証結果】 当法人は、国からの財政支出である運営費交付金、施設整備費補助金、受託収入等で運営されており、総額に占める国からの財政支出割合が高くなっている。 職員の全員が国に準拠した地域手当(12%)支給地または特地勤務手当(12%)支給地に勤務しており手当が支給されている。給与水準の比較に当たっては当法人における特地勤務手当支給対象者の割合が高い(今年度調査対象6.9%)こと、更に国に準拠して、人事異動後に一定期間のみ支給される特地勤務手当に準ずる手当、地域手当の異動保障及び広域異動手当の受給者が調査対象者に含まれていることも対国家公務員指数に影響していると推測される。 (これらを除いた場合の対国家公務員指数試算値は100.0である。) 当法人の職員給与規程は国家公務員の職員給与を規定している「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して規定しており、給与水準は国家公務員と同水準であり、地域手当、特地勤務手当等、諸手当の支給状況についても、国に準拠しているが、サンブルデータが少数であり、職員数に占める諸手当の支給対象者の割合が高いことによって生じた平均年間給与との差が、対国家公務員指数へ大きく影響を及ぼしたものと推測される。参考として示された地域・学歴勘案の指数についても同様の要因と推測される。					

講ずる措置	1. 当法人は平成13年4月に農林水産省試験研究機関から特定独立行政法人に移行した独立行政法人(平成18年4月 非特定独立行政法人化)であり、職員給与規程は、国家公務員の職員給与を規定している「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して規定している。簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)第53条及び行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)における総人件費改革への取り組みを引き続き行う。 2. 人員配置にあたっては、諸手当支給要件を十分考慮した上で行うことに努める。 3. これにより、平成24年度までに国家公務員と同程度とする目標に対し、平成24年度には対国家公務員指数100程度とする見込み。平成24年度に見込まれる対国家公務員指数年齢勘案100程度、年齢・地域・学歴勘案100程度
その他	 支出総額に占める給与、報酬等支出総額の割合38.3% (支出総額4,054,792,566円 給与、報酬等支出総額1,553,957,108円) 管理職の割合 2.6%(平成24年4月1日現在の管理職の割合) 大卒以上の高学歴者の割合 15.8%(平成24年4月1日現在の高学歴者の割合)

○研究職員

項目	内容			
	対国家公務員 97.7			
指数の状況	地域勘案99.3参考学歴勘案97.2地域·学歴勘案98.5			
給与水準の適切性の 検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 99.6% (国からの財政支出額 3,862百万円、支出予算の総額 3,879百万円: 平成23年度予算) 【検証結果】 当法人は、国からの財政支出である運営費交付金、施設整備費補助金、 受託収入等で運営されており、総額に占める国からの財政支出割合が高く なっている。 当法人の職員給与規程は国家公務員の職員給与を規定している「一般職 の職員の給与に関する法律」等に準拠して規定しており、給与水準は国家 公務員と同水準であり、適切性を確保している。			

・主務大臣の検証結果 国家公務員より低い水準であり、問題ないと考えている。

Ⅲ 総人件費について

区分	区分		前年度 (平成22年度)			中期目標期間開始時(平 成23年度)からの増△減	
給与、報酬等支給総額		千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
	(A)	1,553,957	1,574,634	△ 20,677	(△1.3)	_	_
退職手当支給額		千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
	(B)	86,429	251,595	△ 165,166	(△65.6)	_	_
非常勤役職員等給与		千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
)	(C)	355,781	350,766	5,015	(1.4)	_	_
福利厚生費		千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
	(D)	263,172	258,374	4,798	(1.9)	_	_
最広義人件費		千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(A + B + C	+ D)	2,259,339	2,435,369	△ 176,030	$(\triangle 7.2)$	_	_

注: 平成22年度の非常勤役職員等給与350,766千円は、平成22年度財務諸表附属明細書「役員及び職員の給与の明細」におけるその他役員及びその他職員役職員に対する支給合計額 350,767千円とは端数処理方法の違いにより金額が一致しない。

総人件費について参考となる事項

- ・給与、報酬等支給総額については、対前年度比△1.3%であるが、要因としては人事異動等による職員数の減によるものである。
- ・最広義人件費については、人事異動等による給与等支給総額の減少(△1.3%)、退職者数の減少による退職手当支給額の減少(対前年度比△65.6%)により、非常勤役職員等給与の増加(対前年度比+1.4%)及び福利厚生費の増加(対年度比+1.9%)があったものの、対前年度比△7.2%の減少となった。
- ・「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組の状況
- ①主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組

人件費については、行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度からの5年度間において、5%以上の削減(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)の取組を、平成23年度も引き続き着実に実施するとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、政府における総人件費削減の取組を踏まえるとともに、今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として給与体系の見直しを進める。

②中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針人件費については、行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度からの5年度間において、5%以上の削減(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)の取組を平成23年度も引き続き着実に実施し、平成23年度において、平成17年度と比較して、研究所全体の人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)について6%以上の削減を行うとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、政府における総人件費削減の取組を踏まえるとともに、今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、役職員の給与について必要な見直しを進める。

③人件費削減の取組の進捗状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	1,376,381	1,298,807	1,290,761	1,327,469	1,319,538	1,255,215	1,226,655
人件費削減率 (%)		\triangle 5.6	\triangle 6.2	△ 3.6	△ 4.1	△ 8.8	△ 10.9
人件費削減率(補正値) (%)		\triangle 5.6	\triangle 6.9	△ 4.3	△ 2.4	△ 5.6	△ 7.4

- 注1:「人件費削減率(補正値)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による 人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。(行政職 (一)職員の年間平均給与の増減率は、平成18年0%、平成19年0.7%、平成20年0%、平成 21年△2.4%、平成22年度△1.5%、平成23年度△0.23%)
- 注2:以下の理由により、Ⅲ表(総人件費について)の当年度(平成23年度)と前年度(平成22年度) の「給与、報酬等支給総額(A)」と削減対象人件費の金額(③)は異なる。
 - ・運営費交付金により雇用される任期付研究員のうち、若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。)が削減対象人件費の範囲から除かれるため
 - ・「廃止等を行う独立行政法人の職員の受入に協力する独立行政法人等に係る人件費一律削減措置の取扱い(平成20年6月9日付け 行政改革推進本部事務局他から各府省担当官あて通知文書)に基づき、人件費の5%以上の削減を達成した旧緑資源機構の職員を当法人が承継したことにより、当該承継職員に係る人件費は当法人の人件費削減措置の対象外となるため
 - 注3: 運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題(第三期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)において指定されている戦略重点科学技術をいう。)に従事する者及び若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。)を削減対象人件費の範囲から除くこととしたことに伴い、基準年度、平成18年度及び平成19年度「給与、報酬等総額」が変更となった。変更前は基準年度は1,420,736千円、平成18年度は1,359,906千円、平成19年度は1,346,377千円である。
 - 注4:23年度の人件費削減について、平成17年度を基準とした、平成18年度から平成22年度までの5年間で△5%削減した額(1,263,518千円)に、平成22年度末の削減対象人件費の範囲から除かれていた戦略的重点従事者に係る額を加えた額から、△1%削減した額に対し、平成23年度の給与、報酬等の支給総額※(1,226,655千円)は△2.9%の削減となっている。
 - ※「Ⅲ 総人件費について」表にいう平成23年度給与、報酬等支給総額から以下①~④を除いた額 ①競争的研究資金により雇用される任期付職員
 - ②研究開発独立行政法人における受託研究若しくは共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員
 - ③国からの委託費及び補助金により雇用される任期付研究者
 - ④運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者)
- ·主務大臣の検証結果

平成23年度においては、平成17年度と比較して6%以上の削減を実施する中期計画における目標に対し、7.4%の削減となっており、適正に取り組んでいる。

IV 法人が必要と認める事項

平成24年2月に成立した「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)を参考に以下のとおり規程改正を行った。

・役員の報酬

- ①俸給月額の引き下げ
 - 平成24年4月分給与から、俸給月額を0.5%引き下げ 平成23年4月から平成24年3月までの較差相当分は、平成24年6月期の期末特別手当で 調整
- ②給与減額支給措置 平成24年4月から平成26年3月までの役員の報酬を9.77%減額

・職員の給与

- ①俸給月額の引き下げ
 - 平成24年5月分給与から、俸給月額を平均0.23%引き下げ 平成24年4月の較差相当分は、平成24年6月期の期末手当で調整
- ②給与減額支給措置

平成24年5月から平成26年3月まで以下の措置を実施

- ・職員の俸給月額を、職務の級に応じて9.77%、7.77%又は4.77%減額
- ・俸給の特別調整額を、10%減額
- ・地域手当、広域異動手当を減額(俸給月額及び俸給の特別調整額の支給減額率に 連動)
- ・特地勤務手当の減額(俸給月額の支給減額率に連動)
- ・期末手当及び勤勉手当を9.77%減額